

公益財団法人えひめ西条つながり基金 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人えひめ西条つながり基金と称する（英文では、Ehime Saijo Community Foundation と表示する）。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛媛県西条市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 私たちは、西条市を中心に愛媛県内で暮らす人々や、愛媛に愛着をもつ多様な人々が、お互いに補い合いながらチャレンジできる、「愛媛流の応援プラットフォーム」をつくっていく。寄附や投資など「まちをよくしたい」という願いを乗せた「志あるお金」を活用し、教育、福祉、環境保全などこれまでの経済性だけを追求する価値観では後回しにしがちだったところへ繋ぎ、新しい循環や価値を生みだし、地域経済に活気ももたらしていく。目指すのは、ここで暮らす誰もが未来にワクワクしながら、またお互いのワクワクを大切に考え、応援しあえるまち。一人ひとりの力を最大限に発揮でき、チャレンジに前向きな文化が根付くことで、暮らしやすい地域社会へと繋がっていくことを目的とするとともに、地域に暮らす人々だけでなく、外部から関心を持ち関わりたいと思う人々や、将来的に住んでみたいと感じられる魅力的な地域を創り上げることを目指す。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 社会課題の解決・改善及び地域の価値創造を行う市民団体等（以下、「社会活動団体」）に仲介・提供するために、必要な資金等の資源を募り、確保する事業

(2) 社会活動団体に対し、助成、顕彰及び融資等を行う事業

(3) 社会課題の解決を支援するために、不動産等の資源を活用する事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、社会活動団体に対し、その経営に必要な資源を提供する事業

(5) 社会活動団体及び資源提供者に対するコンサルティング事業

(6) 社会課題とその解決等に関する情報収集・発信事業

(7) 社会課題とその解決等に関する調査研究事業

(8) 社会課題とその解決等に関する普及・啓発物品、寄付金付き物品及び出版等の販売事業

(9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、当法人の設立に際して拠出する。

(基本財産)

第6条 当法人の目的である事業を行うために末尾に掲げる財産を、当法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達書及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、webサイトにて閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、webサイトにて閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 評議員の名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益法人認定法」という）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第1項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 当法人に評議員5名以上20名以内を置く。なお、評議員は、当法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議によって行う。

2 評議員候補者は役員又は評議員がそれぞれ独自に推薦することができる。

3 評議員候補者を推薦する場合には、次の事項を評議員会にて説明しなければならない。

(1) 推薦者

(2) 当該候補者と当法人との関係性

(3) 該候補者の経歴及び当該候補者の兼職状況

(4) 当該候補者を評議員候補として推薦する理由

4 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 評議員については再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

4 評議員が欠けた場合又は第11条に定める評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員の報酬等については別途基準を定め、評議員会で決議する。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事、並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 理事会が承認した、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書について不明な点の確認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催し、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第19条 代表理事は、評議員会の日日の7日前までに、評議員に対し、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する決議に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の一般法人法施行規則第60条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、評議員会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(評議員会)

第23条 その他評議員会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるものによる。

第6章 役員等

(役員の設置)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 2名以上4名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 理事のうち、1名以上を副代表理事とすることができる。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と特別の関係がある者を含む。）の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 理事又は監事については再任を妨げない。ただし、代表理事の任期は最長4年とする。

4 前2条の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された役員は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。

5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第24条第1項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬等)

第30条 理事及び監事の報酬等については別途基準を定め、評議員会で決議する。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問)

第31条 当法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べるることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第33条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、理事（当該法人の使用人でないものに限る。）、監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 顧問の選任及び解任
- (5) 評議員会の開催の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止
- (7) 第8条第1項に規定された代表理事が作成した、事業計画及び収支予算の承認
- (8) 委員会及び事務局について必要な事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(開催)

第36条 通常理事会は、毎年定期に、3か月に1回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号のその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から、一般法人法第197条において準用する同法第101条に規定する場合において、必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。

(5) 前号のその請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合は、この限りでない。

2 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。代表理事が不在時は理事互選により議長を行う。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、代表理事を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。賛否が同数の時は、代表理事である議長の判断に従う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の一般法人法施行規則第62条において準用する同規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事の中から2名を議事録署名人として指名し、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をさせることとする。作成した議事録は理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会に関する事項)

第43条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるものによる。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(合併等)

第45条 当法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第46条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その検知義務関を承継する法人が公益社団法人または公益財団法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第49条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。委員は無報酬とするが、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第50条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、代表理事が任免し、理事会に報告するものとする。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。事務局長及び職員の待遇に関しても理事会が定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第51条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第52条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第13章 附 則

(設立時の評議員)

第54条 当法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

設立時評議員	今岡 正士
	岡田 主税
	十亀 博行
	處 淳子
	前田 眞

(設立時の役員等)

第55条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時代表理事	今井 博志
設立時理事	安形 真
	今井 博志
	亀井 始実
	庄野 由桂
	星隈 英明
設立時監事	塩出 康生
	曾我部 保文

(最初の事業計画等)

第56条 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第57条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月末日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第58条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 愛媛県西条市大町1663番地 サカエマチHOLIC内

設立者 西条市におけるコミュニティ財団法人設立準備委員会

(法令の準拠)

第59条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

(設立時拠出財産目録)

設立者 西条市におけるコミュニティ財団法人設立準備委員会

会長 今井 博志

拠出財産 現金 300万円

以上、公益財団法人えひめ西条つながり基金 設立のため、設立者 西条市におけるコミュニティ財団法人設立準備委員会 会長 今井博志 の定款作成代理人 星隈 英明は、この定款を作成し、これに記名押印する。

設立者

住所 愛媛県西条市大町1663番地 栄町HOLIC内

名称 西条市におけるコミュニティ財団法人設立準備委員会

愛媛県西条市小松町南川甲147番地1

会長 今井 博志

定款作成代理人

住所 愛媛県西条市飯岡1081番地6

氏名 行政書士 星隈 英明



令和4年3月30日

令和7年1月22日 改正